

徴収手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																														
<p>槻の木高等学校</p>	<p>1 納入義務者（債務者）の誤り 令和5年度の行政財産使用許可において、法人に対し行政財産使用許可を行っているが、使用料及び実費負担の光熱水費の納入義務者（債務者）を誤り、当該法人の代表者個人に請求しているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="507 583 1605 1209"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内容</th> <th rowspan="2">調定額</th> <th colspan="2">納入義務者（債務者）</th> </tr> <tr> <th>正</th> <th>誤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注1) 施設使用料 (食堂の営業 令和5年10月3日から令和6年2月29日、自動販売機の設置 令和5年9月26日から令和6年3月31日)</td> <td>(注2) 128,000円</td> <td>A株式会社 代表取締役B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)</td> <td>135,635円</td> <td>A株式会社 代表取締役B</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)</td> <td>46,237円</td> <td>A株式会社 代表取締役B</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 督促状の未送付 納入義務者が納期限までに歳入を完納していない場合は、納期限後20日以内に督促状を発しななければならないが、督促状を送付していないものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="492 1398 1605 1818"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>調定額</th> <th>納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年3月から同年9月分)</td> <td>110,712円</td> <td>令和5年11月22日</td> </tr> <tr> <td>業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年3月から同年9月分)</td> <td>264,891円</td> <td>令和5年11月22日</td> </tr> <tr> <td>業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年10月から同年12月分)</td> <td>46,237円</td> <td>令和6年3月7日</td> </tr> </tbody> </table>	内容	調定額	納入義務者（債務者）		正	誤	(注1) 施設使用料 (食堂の営業 令和5年10月3日から令和6年2月29日、自動販売機の設置 令和5年9月26日から令和6年3月31日)	(注2) 128,000円	A株式会社 代表取締役B	B	業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)	135,635円	A株式会社 代表取締役B	B	業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)	46,237円	A株式会社 代表取締役B	B	内容	調定額	納期限	業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年3月から同年9月分)	110,712円	令和5年11月22日	業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年3月から同年9月分)	264,891円	令和5年11月22日	業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年10月から同年12月分)	46,237円	令和6年3月7日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (歳入の調定) 第22条 歳入徴収者は、歳入を調定しようとするときは、年度、会計、科目、所属、金額、納期限、納入義務者等を誤っていないか、その他法令又は契約に違反する事実がないかを調査の上調定伺書（様式第20号）を作成し、これを決定しなければならない。 (督促) 第32条 歳入徴収者は、納入義務者が納期限までに歳入を完納しない場合においては、納期限後20日以内に督促状（様式第24号）を発しななければならない。</p> </div>
内容	調定額			納入義務者（債務者）																												
		正	誤																													
(注1) 施設使用料 (食堂の営業 令和5年10月3日から令和6年2月29日、自動販売機の設置 令和5年9月26日から令和6年3月31日)	(注2) 128,000円	A株式会社 代表取締役B	B																													
業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)	135,635円	A株式会社 代表取締役B	B																													
業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)	46,237円	A株式会社 代表取締役B	B																													
内容	調定額	納期限																														
業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年3月から同年9月分)	110,712円	令和5年11月22日																														
業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年3月から同年9月分)	264,891円	令和5年11月22日																														
業者使用光熱水費 (食堂水道料金 令和5年10月から同年12月分)	46,237円	令和6年3月7日																														

業者使用光熱水費 (食堂電気料金 令和5年10月から同年12月分)	135,635円	令和6年3月7日	
(注1) 施設使用料 (食堂の営業 令和5年10月3日から令和6年2月29日、自動販売機の設置 令和5年9月26日から令和6年3月31日)	(注2) 128,000円	令和6年3月18日	
(注1) 食堂の営業及び自動販売機の設置に係る期間は、行政財産使用許可申請書に基づく使用期間を記載している。 (注2) 使用料128,000円は、建物の一部(食堂の営業)に係る日割りによる使用料であり、自動販売機設置に係る使用料は含んでいない。また、当該使用料は日割りによる算出が誤っているととも消費税相当分が加算されていない。			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年11月22日)